

令和6年度における 過労死等の労災補償状況(東京労働局分)

東京労働局 労働基準部 労災補償課

東京労働局(局長 増田嗣郎)は、令和6年度中に行われた管下18労働基準監督署(支署)における過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害事案)に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

- ①脳・心臓疾患の請求件数は増減なし、支給決定件数は増加。
 - ・請求件数は158件であり、前年度と同じ
 - ・支給決定件数は44件であり、前年度に比べ30件(214.3%)増
- ②精神障害事案の請求件数は増加、支給決定件数も増加。
 - ・請求件数は763件であり、前年度に比べ5件(0.7%)増
 - ・支給決定件数は143件であり、前年度に比べ26件(22.2%)増

(業種別・職種別・年齢別の支給決定件数等は、次のページの表のとおり。)

東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

1 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行う。

2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するための取組

ア 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施する。

イ 長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施等について指導、周知啓発等を行い、脳・心

- | | |
|--|---|
| ◆ 令和6年度における過労死等の労災補償状況
(東京労働局分) …………… 1 | ◆ 産業保健フォーラム IN TOKYO 2025 を開催します …… 6 |
| ◆ 令和7年度全国労働衛生週間の実施について …………… 4 | ◆ 個別労働紛争の解決制度に関する令和6年度の
施行状況を発表します …………… 7 |
| ◆ 10月は「中退共」加入促進強化月間です! …………… 5 | ◆ 改正育児・介護休業法のポイント …………… 15 |

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL/03-6380-8305(代) FAX/03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。

3 メンタルヘルス対策の取組

ア 厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成 28 年 12 月 26 日の「過労死等ゼロ」緊急対策等を踏まえ、精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。

また、傘下事業場において、概ね 3 年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的な過労死等防止の取組について指導を行う。

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。

イ 「メンタルヘルス指針」及び「ストレスチェック指針」の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。

ウ 「東京産業保健総合支援センター」のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。

エ メンタルヘルスに関するポータルサイト「こころの耳」の利用促進を図る。

表 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
脳・心臓 疾患	請求件数		117(12)	158(25)	158(29)
	決定件数		70(7)	75(14)	136(16)
	うち支給決定件数		24(1)	14(1)	44(2)
	認定率(%)		34.3(14.3)	18.7(7.1)	32.4(12.5)

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

表 2 精神障害等の労災補償状況

区分		年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精神障害	請求件数		540(260)	758(408)	763(426)
	決定件数		428(202)	433(242)	780(426)
	うち支給決定件数		127(56)	117(65)	143(70)
	認定率(%)		29.7(27.7)	27.0(26.9)	18.3(16.4)
うち自殺	請求件数		32(4)	32(7)	28(4)
	決定件数		27(6)	15(1)	41(8)
	うち支給決定件数		8(1)	9(1)	13(2)
	認定率(%)		29.6(16.7)	60.0(100.0)	31.7(25.0)

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

表 3 令和 6 年度 業種別請求、決定及び支給決定件数(東京労働局分)

	脳・心臓疾患			精神障害(A：自殺(未遂も含む))					
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定 件数	
					うち A		うち A		うち A
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
建設業	14(0)	9(0)	2(0)	34(6)	3(0)	38(8)	6(2)	14(3)	3(0)
製造業	10(0)	10(0)	4(0)	55(31)	1(0)	44(22)	3(0)	9(4)	2(0)
情報通信業	15(2)	13(1)	5(1)	108(57)	5(2)	100(50)	8(2)	11(5)	1(0)
運輸業、郵便業	17(3)	27(2)	12(0)	33(11)	1(0)	36(15)	2(0)	9(4)	1(0)
卸売業、小売業	28(3)	25(4)	3(0)	104(55)	7(1)	118(66)	11(2)	14(8)	3(1)
金融業、保険業	2(0)	1(0)	1(0)	23(16)	3(0)	28(15)	0(0)	0(0)	0(0)
宿泊業、飲食サービス業	14(5)	10(2)	7(1)	51(27)	2(0)	48(29)	1(0)	13(4)	0(0)
教育、学習支援業	5(3)	3(1)	0(0)	29(14)	0(0)	26(17)	0(0)	3(1)	0(0)
医療、福祉	10(5)	6(3)	0(0)	139(101)	1(0)	155(109)	4(2)	33(24)	1(1)
その他の事業(上記以外の事業)	43(8)	32(3)	10(0)	185(106)	5(1)	186(94)	6(0)	37(17)	2(0)
合計	158(29)	136(16)	44(2)	763(426)	28(4)	780(426)	41(8)	143(70)	13(2)

注 1 業種については、「日本標準産業分類(大分類)」による。

2 ()内は女性の数で内数である。

表 4 令和 6 年度 職種別請求、決定及び支給決定件数(東京労働局分)

	脳・心臓疾患			精神障害(A：自殺(未遂も含む))					
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定 件数	
					うち A		うち A		うち A
管理的職業従事者	9(1)	16(1)	10(1)	44(16)	3(0)	55(19)	9(0)	21(5)	5(0)
専門的・技術的職業従事者	33(8)	25(3)	8(1)	227(124)	6(0)	228(119)	13(1)	56(30)	5(1)
事務従事者	27(9)	12(5)	1(0)	243(175)	6(4)	244(162)	11(5)	21(13)	0(0)
販売従事者	29(3)	21(2)	4(0)	86(43)	5(0)	86(43)	6(2)	12(6)	3(1)
サービス職業従事者	16(6)	13(3)	6(0)	93(53)	3(0)	110(65)	1(0)	23(11)	0(0)
生産工程従事者	4(0)	4(0)	3(0)	17(7)	2(0)	15(8)	1(0)	4(4)	0(0)
輸送・機械運転従事者	12(0)	19(0)	8(0)	26(3)	1(0)	16(1)	0(0)	2(0)	0(0)
建設・採掘従事者	10(0)	3(0)	0(0)	11(0)	2(0)	8(1)	0(0)	2(0)	0(0)
運搬・清掃・包装等従事者	11(2)	16(2)	2(0)	9(3)	0(0)	13(6)	0(0)	2(1)	0(0)
その他の職種(上記以外の職種)	7(0)	7(0)	2(0)	7(2)	0(0)	5(2)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	158(29)	136(16)	44(2)	763(426)	28(4)	780(426)	41(8)	143(70)	13(2)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 ()内は女性の数で内数である。

表 5 令和 6 年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数(東京労働局分)

	脳・心臓疾患			精神障害(A：自殺(未遂も含む))					
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定 件数	
					うち A		うち A		うち A
29 歳以下	5(1)	2(0)	0(0)	168(112)	6(2)	172(117)	7(2)	33(20)	2(1)
30 歳から 39 歳	7(0)	6(0)	1(0)	205(112)	7(0)	209(105)	9(2)	45(24)	3(1)
40 歳から 49 歳	27(4)	39(5)	16(2)	207(112)	4(1)	207(106)	15(3)	27(11)	4(0)
50 歳から 59 歳	73(15)	59(6)	20(0)	151(76)	7(0)	171(86)	9(0)	35(14)	4(0)
60 歳以上	46(9)	30(5)	7(0)	32(14)	4(1)	21(12)	1(1)	3(1)	0(0)
合計	158(29)	136(16)	44(2)	763(426)	28(4)	780(426)	41(8)	143(70)	13(2)

注 1 ()内は女性の数で内数である。

令和7年度 全国労働衛生週間の実施について

東京労働局 労働基準部 健康課

令和7年度全国労働衛生週間を10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として実施します。全国労働衛生週間の趣旨は以下のとおりですが、各事業場におかれましては、実施要綱(厚生労働省ホームページ内に掲載。次ページの二次元コード参照)に本週間と準備期間中に実施する事項を示していますので、積極的な取組をお願いします。

なお、労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図ることを目的とした「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)や、職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の期間として「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)についても、あわせて取組いただきますようお願いいたします。

趣旨 全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回目を迎えます。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇が続いているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にあります。

こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要であります。

また、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要です。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策の推進が必要です。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、

危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度(自律的管理)が令和6年度に全面的に施行されています。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要となることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要です。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されています。これを踏まえて、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めています。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労

働災害防止対策を進めています。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられました(施行日は公布後3年以内に政令で定める日)。また、危険性・有害性情報の通知義務(SDSの交付等の義務)に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されています。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされました(施行日は令和8年4月1日)。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年

連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところです。

このような背景を踏まえ、今年度の全国労働衛生週間は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向け、
ストレスチェックで健康職場」

をスローガンとして展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

全国労働衛生週間実施要綱全文のアドレスおよび二次元コード

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001525747.pdf>



10月は「中退共」加入促進強化月間です！

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を単独で備えることが難しい中小企業のために設けられた国の退職金制度で、中小企業の事業主同士が掛金を拠出しあう仕組みと、国の援助で成り立っています。

掛金の一部を国が助成し、管理も簡単で、税制上の優遇措置が受けられるなどのメリットがあります。

- ・掛金の一部を国が助成
- ・掛金は全額非課税
- ・安心の資産運用
- ・家族従業員、パートタイマーも加入可能

※詳しくは、「中退共」で検索してホームページをご覧ください。

問合せ先 中小企業退職金共済事業本部

TEL 03-6907-1234



産業保健フォーラム IN TOKYO 2025 を開催します

東京労働局 労働基準部 健康課

労働者のこころと体の健康確保に係る各種情報を提供する機会として、産業保健フォーラムを開催しており、今年度で30回目を迎えます。ぜひご参加ください。

メインテーマ

高齢労働者の健康確保 ～いくつになっても働ける職場づくり～

日時 令和7年10月8日(水)10時20分～16時00分

場所 江東区住吉2丁目28番36号 ティアラこうとう(江東公会堂)

内容 10:20 主催者あいさつ

10:30～11:45

基調講演 高齢労働者のウェルビーイングと産業保健に求められる役割

法政大学キャリアデザイン学部教授 東京産業保健総合支援センター相談員 廣川進氏

13:30～14:30

事例発表1 ケースに学ぶ高齢労働者の健康保持・増進策と自職場への活用

産業医科大学 産業医実務研修センター副センター長 教育教授 柴田喜幸氏

14:30～15:00

事例発表2 人生100年時代の口の健康とは～歯だけではなく口の機能も重要です～

東京科学大学大学院医歯学総合研究科 地域・福祉口腔機能管理学分野 教授 松尾浩一郎氏

15:00～15:30

事例発表3 企業における治療と仕事の両立支援～職場の環境整備の視点から～

公益財団法人明治安田厚生事業団 ウェルネス開発室長 健康経営エキスパートアドバイザー
三橋由美子氏

※健康測定コーナー・相談コーナー・展示コーナーも同時開催します

参加対象 事業場の経営首脳、産業保健スタッフ、総務・労務・安全衛生担当者等

入場料 無料

定員 800名(申込制)

申込先 公益社団法人東京労働基準協会連合会のホームページ

<https://www.toukiren.or.jp/shf2025.html>

〈主催〉東京労働局/(公社)東京労働基準協会連合会/東京産業保健総合支援センター



個別労働紛争の解決制度に関する 令和 6 年度の施行状況を発表します

「いじめ・嫌がらせ」に係る相談が引き続き最多

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

東京労働局(局長 増田嗣郎)では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争の解決を図る制度(総合労働相談、助言・指導、あっせん)を施行しています。

このたび、上記制度に関する令和 6 年度の施行状況を取りまとめましたので、公表します。

令和 6 年度の施行状況の概要について

- ・相談、助言・指導、あっせん件数等

総合労働相談^(※1)件数 172,129 件(前年度比 1.0% 減)

うち民事上の個別労働紛争^(※2)相談件数 27,317 件(前年度比 1.8% 減)

労働局長による助言・指導^(※3)の申出件数 557 件(前年度比 41.0% 増)

紛争調整委員会によるあっせん^(※4)申請件数 961 件(前年度比 13.3% 増)

- ・紛争当事者双方のあっせん参加率は、48.8%(全国 48.8%)
- ・被申請人があっせんに参加した件数における合意率は、63.2%(全国 59.3%)

※なお、雇用均等関係法令の施行状況については、公表数値を取りまとめ次第、公表予定です。

※ 1 「総合労働相談」

東京労働局、各労働基準監督署、有楽町駅前の 20 か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。

なお、平成 28 年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等(部)室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上。

※ 2 「民事上の個別労働紛争」

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に関するものを除く)。

※ 3 「助言・指導」

民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※ 4 「あっせん」

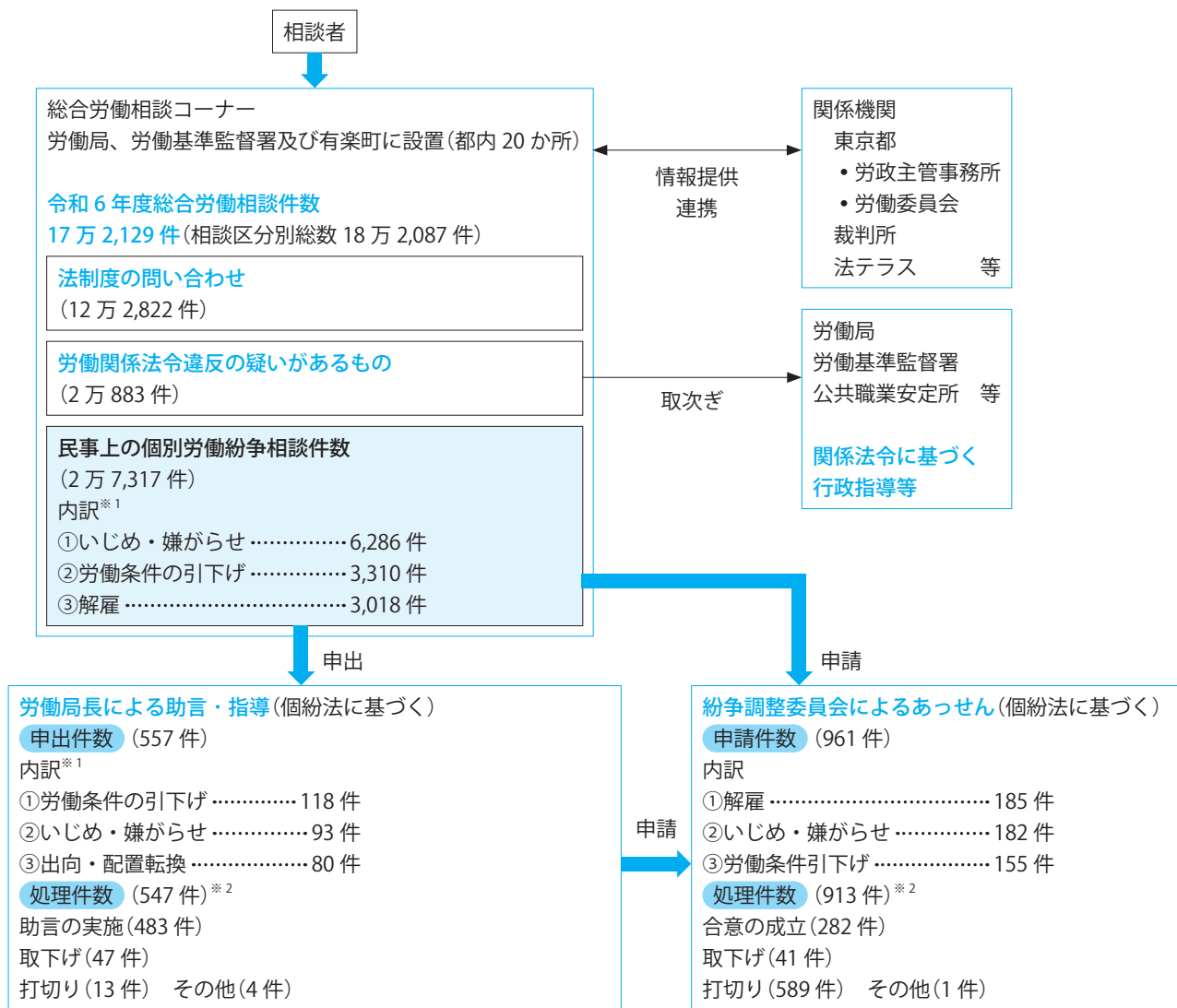
紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士や大学教授など労働問題の専門家)が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

- ※ 5 令和 4 年 4 月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争(のいじめ・嫌がらせ)」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応。

別添資料

- 別添 1 個別労働紛争解決制度等の枠組み
- 別添 2 令和 6 年度個別労働紛争解決制度等の運用状況
- 別添 3 令和 6 年度における解決事例

別添 1 個別労働紛争解決制度等の枠組み



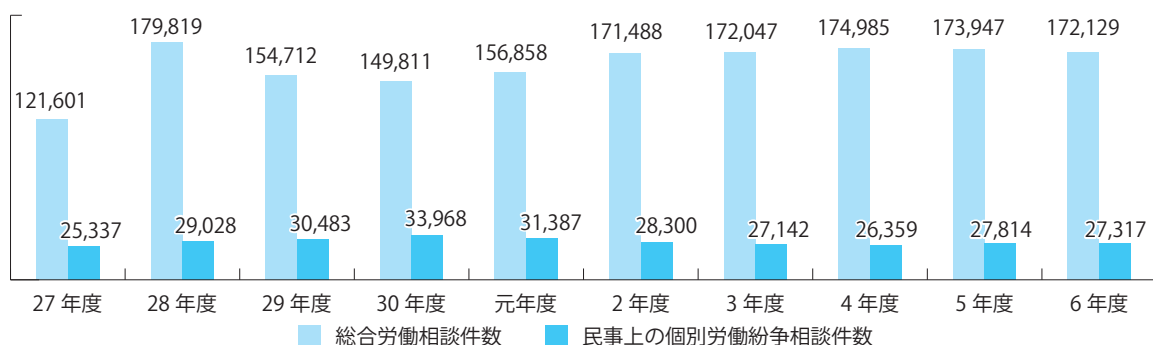
※ 1 1 回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している

※ 2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

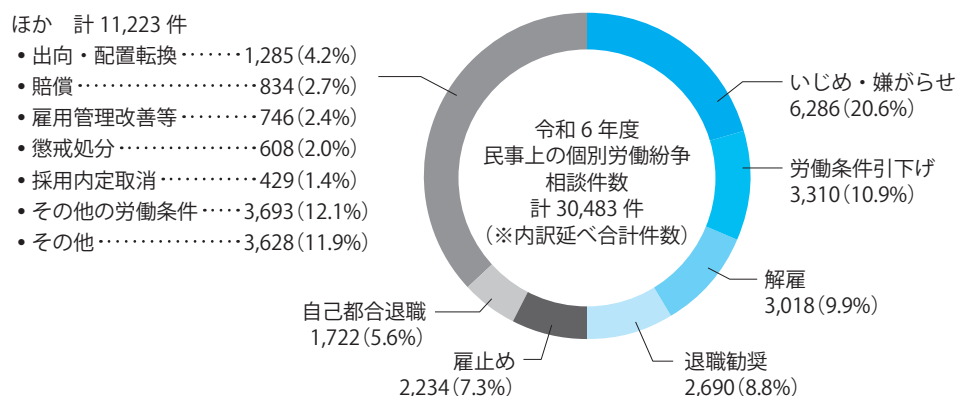
別添 2 令和 6 年度個別労働紛争解決制度等の運用状況

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

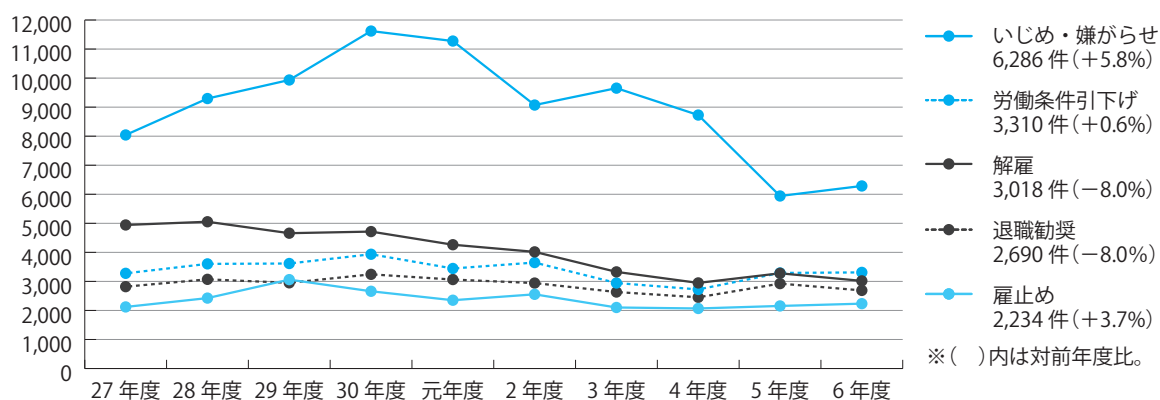


(2) 民事上の個別労働紛争 相談内容別の件数



※ % は相談内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1 回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

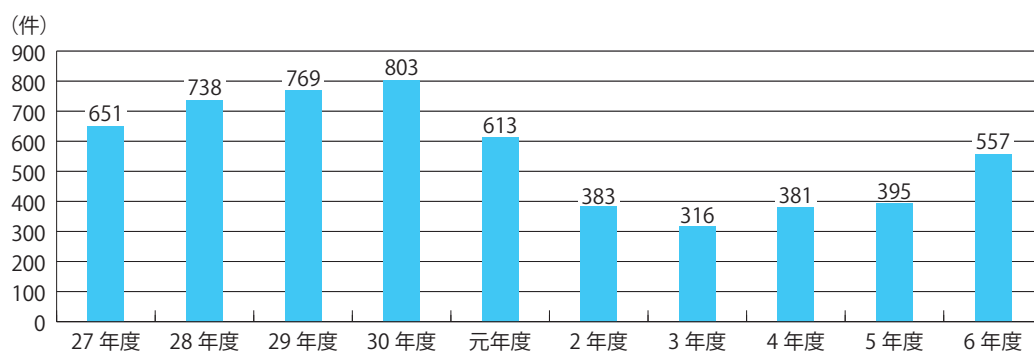
(3) 民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移



民事上の個別労働紛争、主な相談内容別の件数推移については 10 ページに 10 年分の具体的な数値を表に示しています。あわせてご覧ください。

2 東京労働局長による助言・指導

(1) 助言・指導 申出件数の推移



【参考】民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移

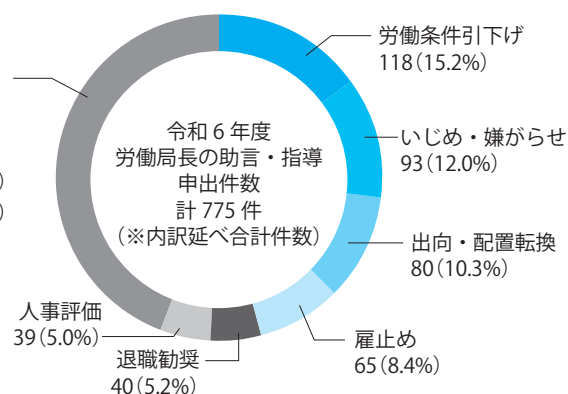
	解雇	雇止め	退職 勧奨	採用内 定取消	自己都 合退職	出向・配 置転換	労働条件 引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
27 年度	4,943	2,121	2,819	271	1,766	1,179	3,278	1,726	8,042	427	235	2,828	29,635
	16.7%	7.2%	9.5%	0.9%	6.0%	4.0%	11.1%	5.8%	27.1%	1.4%	0.8%	9.5%	
28 年度	5,054	2,425	3,071	374	2,084	1,165	3,603	1,569	9,296	457	348	3,555	33,001
	15.3%	7.3%	9.3%	1.1%	6.3%	3.5%	10.9%	4.8%	28.2%	1.4%	1.1%	10.8%	
29 年度	4,660	3,061	2,951	422	2,152	1,218	3,616	1,957	9,935	478	287	3,951	34,688
	13.4%	8.8%	8.5%	1.2%	6.2%	3.5%	10.4%	5.6%	28.6%	1.4%	0.8%	11.4%	
30 年度	4,715	2,660	3,243	421	2,717	1,149	3,935	2,091	11,620	475	398	4,247	37,671
	12.5%	7.1%	8.6%	1.1%	7.2%	3.1%	10.4%	5.6%	30.8%	1.3%	1.1%	11.3%	
元年度	4,263	2,352	3,064	423	2,112	1,164	3,445	1,881	11,276	447	390	3,742	34,559
	12.3%	6.8%	8.9%	1.2%	6.1%	3.4%	10.0%	5.4%	32.6%	1.3%	1.1%	10.8%	
2 年度	4,017	2,555	2,943	481	1,410	1,237	3,649	1,679	9,072	489	206	3,225	30,963
	13.0%	8.3%	9.5%	1.6%	4.6%	4.0%	11.8%	5.4%	29.3%	1.6%	0.7%	10.4%	
3 年度	3,328	2,102	2,634	391	1,450	1,088	2,945	1,698	9,654	486	240	3,431	29,447
	11.3%	7.1%	8.9%	1.3%	4.9%	3.7%	10.0%	5.8%	32.8%	1.7%	0.8%	11.7%	
4 年度	2,948	2,068	2,453	396	1,633	1,069	2,723	2,471	8,728	610	235	3,774	29,108
	10.1%	7.1%	8.4%	1.4%	5.6%	3.7%	9.4%	8.5%	30.0%	2.1%	0.8%	13.0%	
5 年度	3,279	2,155	2,924	461	1,943	1,290	3,291	3,459	5,941	711	310	4,624	30,388
	10.8%	7.1%	9.6%	1.5%	6.4%	4.2%	10.8%	11.4%	19.6%	2.3%	1.0%	15.2%	
6 年度	3,018	2,234	2,690	429	1,722	1,285	3,310	3,693	6,286	746	294	4,776	30,483
	9.9%	7.3%	8.8%	1.4%	5.6%	4.2%	10.9%	12.1%	20.6%	2.4%	1.0%	15.7%	

※年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1 回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(2)助言・指導 申出内容別の件数

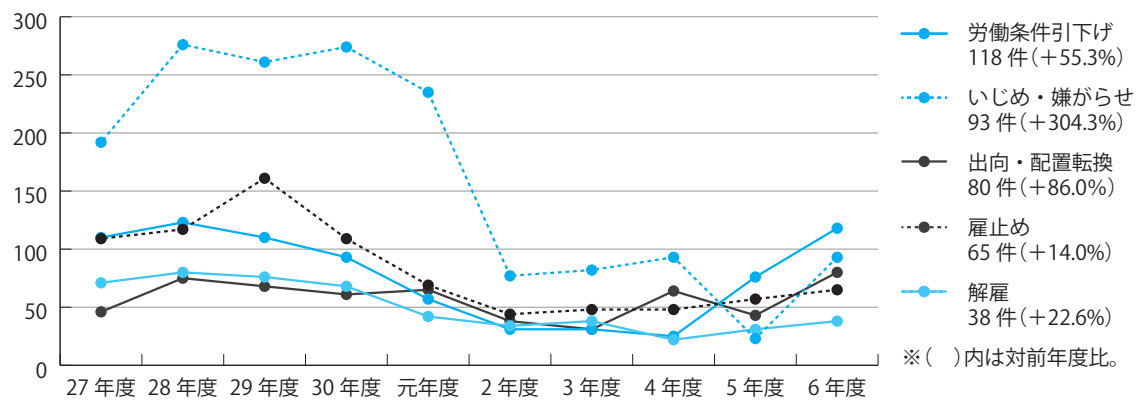
ほか 計 340 件

- 解雇……………38(4.9%)
- 懲戒処分……………29(3.7%)
- 自己都合退職……………13(1.7%)
- 採用内定取消……………3(0.4%)
- その他の労働条件……………125(16.1%)
- その他……………132(17.0%)



※()内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。なお、1 件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3)助言・指導 主な申出内容別の件数推移



【参考】助言・指導 主な申出内容別の件数推移

	解雇	雇止め	退職勧奨	懲戒処分	出向・配置転換	労働条件引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ合計件数
27年度	71 10.0%	109 15.4%	47 6.6%	17 2.4%	46 6.5%	110 15.5%	59 8.3%	192 27.1%	58 8.2%	709
28年度	80 8.7%	117 12.8%	47 5.1%	23 2.5%	75 8.2%	123 13.4%	58 6.3%	276 30.1%	117 12.8%	916
29年度	76 8.3%	161 17.6%	44 4.8%	19 2.1%	68 7.4%	110 12.0%	54 5.9%	261 28.5%	122 13.3%	915
30年度	68 7.5%	109 12.0%	51 5.6%	36 3.9%	61 6.7%	93 10.2%	69 7.6%	274 30.0%	151 16.6%	912
元年度	42 5.9%	69 9.7%	38 5.3%	32 4.5%	65 9.1%	57 8.0%	74 10.4%	235 33.1%	99 13.9%	711
2年度	34 8.7%	44 11.3%	32 8.2%	11 2.8%	38 9.7%	31 7.9%	46 11.8%	77 19.7%	77 19.7%	390
3年度	38 11.0%	48 13.9%	13 3.8%	22 6.4%	31 9.0%	31 9.0%	30 8.7%	82 23.8%	50 14.5%	345
4年度	22 4.7%	48 10.2%	34 7.2%	12 2.5%	64 13.6%	25 5.3%	49 10.4%	93 19.7%	124 26.3%	471
5年度	31 6.8%	57 12.6%	23 5.1%	11 2.4%	43 9.5%	76 16.8%	69 15.2%	23 5.1%	120 26.5%	453
6年度	38 4.9%	65 8.4%	40 5.2%	29 3.7%	80 10.3%	118 15.2%	125 16.1%	93 12.0%	187 24.1%	775

※年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1 回の申出において複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(4) 助言・指導の流れ及び処理状況

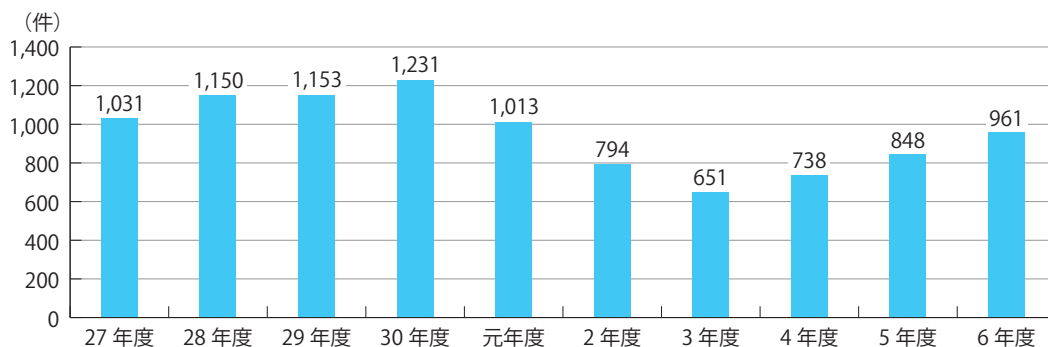
助言・指導の申出 ➡ 処理終了件数 547 件 うち 1 か月以内に処理 530 件 (96.9%)

助言・指導の実施	取下げ	打切り	その他
483 件 (88.3%)	47 件 (8.6%)	13 件 (2.4%)	4 件 (0.7%)

※ () 内は処理終了件数 547 件に占める比率

3 紛争調整委員会によるあっせん

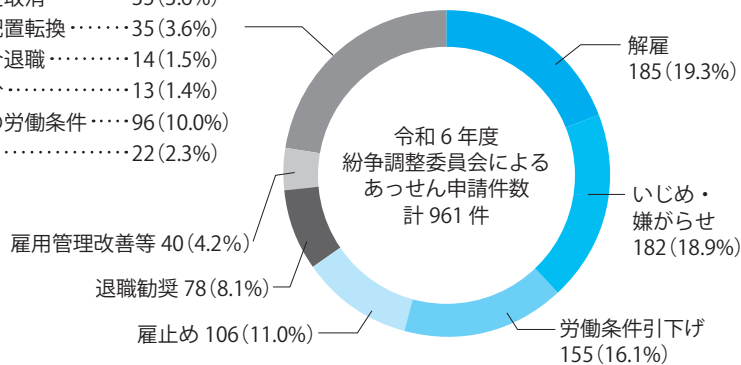
(1) あっせん 申請件数の推移



(2) あっせん 申請内容別の件数

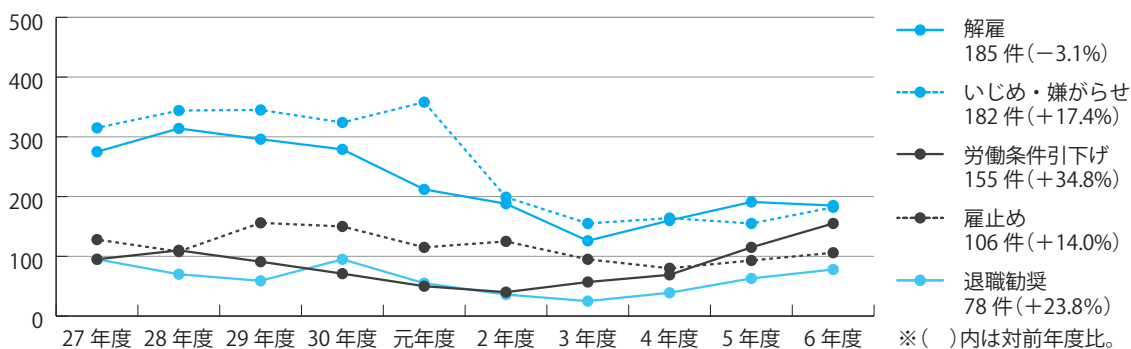
ほか 計 215 件

- ・採用内定取消……………35 (3.6%)
- ・出向・配置転換……………35 (3.6%)
- ・自己都合退職……………14 (1.5%)
- ・懲戒処分……………13 (1.4%)
- ・その他の労働条件……………96 (10.0%)
- ・その他……………22 (2.3%)



※ () 内は申請内容の全体に占める割合。
合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。

(3) あっせん 主な申請内容別の件数推移



※ () 内は対前年度比。

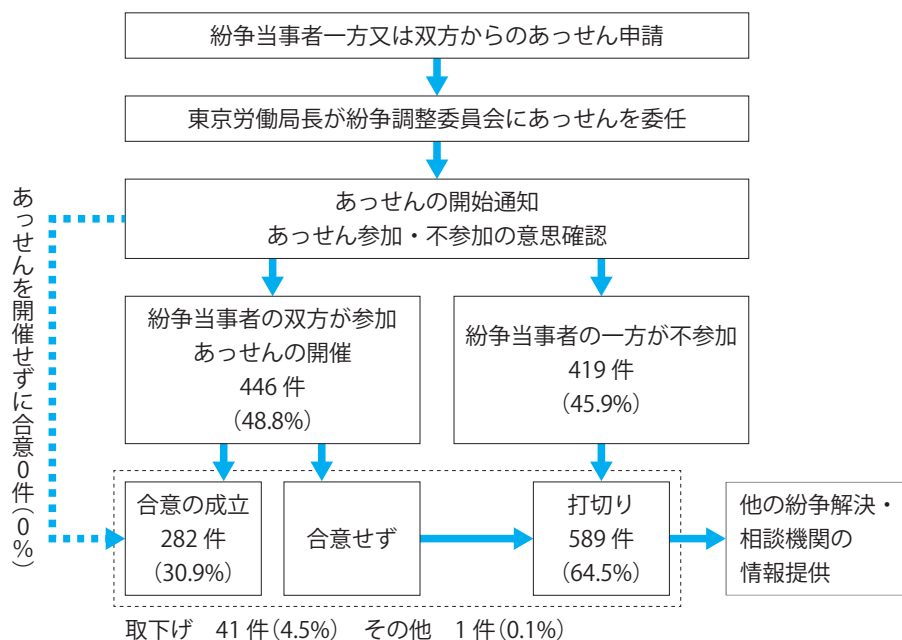
【参考】あっせん 主な申請内容別の件数推移

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	出向・配置転換	労働条件引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ合計件数
27 年度	275	128	95	36	22	95	132	315	114	1,212
	22.7%	10.6%	7.8%	3.0%	1.8%	7.8%	10.9%	26.0%	9.4%	
28 年度	314	108	70	43	14	110	145	344	125	1,273
	24.7%	8.5%	5.5%	3.4%	1.1%	8.6%	11.4%	27.0%	9.8%	
29 年度	296	156	59	34	19	91	75	345	78	1,153
	25.7%	13.5%	5.1%	2.9%	1.6%	7.9%	6.5%	29.9%	6.8%	
30 年度	279	150	95	37	27	71	107	324	141	1,231
	22.7%	12.2%	7.7%	3.0%	2.2%	5.8%	8.7%	26.3%	11.5%	
元年度	212	115	55	32	7	50	59	358	125	1,013
	20.9%	11.4%	5.4%	3.2%	0.7%	4.9%	5.8%	35.3%	12.3%	
2 年度	188	125	36	24	18	40	58	199	106	794
	23.7%	15.7%	4.5%	3.0%	2.3%	5.0%	7.3%	25.1%	13.4%	
3 年度	126	95	25	20	18	57	38	155	117	651
	19.4%	14.6%	3.8%	3.1%	2.8%	8.8%	5.8%	23.8%	18.0%	
4 年度	160	80	39	29	25	69	60	164	112	738
	21.7%	10.8%	5.3%	3.9%	3.4%	9.3%	8.1%	22.2%	15.2%	
5 年度	191	93	63	40	33	115	74	155	84	848
	22.5%	11.0%	7.4%	4.7%	3.9%	13.6%	8.7%	18.3%	9.9%	
6 年度	185	106	78	35	35	155	96	182	89	961
	19.3%	11.0%	8.1%	3.6%	3.6%	16.1%	10.0%	18.9%	9.3%	

※年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100% にならないことがある。

(4) あっせん手続の流れ及び処理状況

処理終了件数 913 件 うち 2 か月以内に処理 613 件(67.1%)



※()内は処理終了件数 913 件に占める比率

助言・指導(個紛法)の例

事例 配置転換に関する助言・指導

〈申出の概要〉 申出人(正社員)は、長年宿泊業における調理部門で調理担当として勤務していたが、突然、別部門が運営する料理教室の事務担当として異動させられた。

申出人によれば、入社時に交わした雇用契約書における業務内容には「調理業務」とされていることから、職種限定契約に反するため不当である旨主張したものの、会社が応じなかった。

申出人は、もとの調理部門での調理担当としての勤務を求めて、助言・指導を申し出たもの。

〈助言・指導のポイント・結果〉 被申出人に対し、労働者と使用者の間に「職種限定合意」の存在の有無と職種限定合意が認められる場合の配転命令の可否が争点となる旨を教示し、仮に、労働者と使用者の間に「職種限定合意」が認められる場合には、使用者は当該労働者の個別同意なしに配転する権限を有しないと判示されている裁判例があることを説明し、これら裁判例等を踏まえて、申出人と話し合うよう助言したところ、被申出人は申出人と話し合いの上で、もとの調理部門での調理担当としての勤務が認められ、解決した。

あっせん(個紛法)の例

事例 退職勧奨に関するあっせん

〈申請の概要〉 申請人は、正社員として10年以上勤務していたが、ある日突然、社長から「勤務成績が悪いので、賃金を30%カットする。」と言われた。

今まで勤務態度や勤務成績について指導されたことはなかったにも関わらず、いきなり30%も賃金が減額されては生活が出来ないとして、やむなく退職した。

申請人は、不当な労働条件の引き下げによる実質的な解雇であると主張して、その精神的慰謝料や経済的損失を求めて、あっせん申請をしたもの。

〈あっせんのポイント・結果〉 被申請人の主張を確認したところ、申請人に対し口頭で何度も勤務態度や勤務成績について指導、アドバイスを行っていたが、申請人に改善する様子が見られなかったため賃金の減額に踏み切ったとのことであったが、退職を勧奨したつもりはないと主張した。

しかしながら、10年以上勤務した申請人の今までの貢献を考え、紛争の早期解決のために一定額の解決金を支払う用意がある旨を申し出たため、あっせん委員が双方譲歩可能な解決策の調整を図ったところ、自己都合退職で賃金3か月相当分の解決金を支払うことで合意が成立し、解決した。

改正育児・介護休業法のポイント

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

令和7年4月1日から、改正育児・介護休業法が段階的に施行されています。

本号では、10月1日から義務化される内容について解説します。

施行日までに実施できるよう、ご準備をお願いします。

1. 柔軟な働き方を実現するための措置の周知・意向確認

3歳から小学校就学までの子を養育する労働者のために、過半数労働組合等の意見を聴いた上で、テレワーク等の選択肢から2つ以上を就業規則等に規定することが義務化されます(詳細は6月号に掲載)。選択した措置等については、労働者に個別に周知し、意向確認を行うことが義務化されます(10/1～)。

周知時期	労働者の子の3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	①事業主が選択した対象措置(2つ以上)の内容 ②対象措置の申出先(例:人事部など) ③所定外労働の制限(残業免除)に関する制度、時間外労働・深夜業の制限に関する制度
方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか (※③④は労働者が希望した場合に限る)

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

労働者の仕事と育児の両立に関し、個別に意向聴取を実施し、聴取した意向について、自社の状況に応じて配慮することが義務化されます(10/1～)。

意向聴取の時期、聴取事項等

聴取時期	①労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子の3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取事項	①勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか (※③④は労働者が希望した場合に限る)



聴取した意向についての配慮

具体的な配慮の取組例としては、勤務時間帯・勤務地に係る調整、業務量の調整(業務の一部を他の労働者に割り当てることや業務フローを見直すこと等)、両立支援制度等の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等が考えられます。

自社の状況に応じて、労働者の意向に可能な範囲で配慮してください。

聴取した意向への配慮としては、事業主として意向の内容を踏まえた検討を行うことは必要ですが、その結果、何らかの措置を行うか否かは事業主が自社の状況に応じて決定していただくこととなり、必ずしも意向どおりとしなければならないということではありません。

なお、検討の結果、労働者から聴取した意向に沿った対応が困難な場合には、困難な理由を労働者に説明するなどの丁寧な対応を行うことが重要です。



・仕事と育児の両立の意向聴取様式例(厚生労働省作成資料)▶▶



以下は「子が3歳になる前の個別の意向聴取書」の例です。
この他、個別周知・意向確認の記載例も掲載されています。
社内様式を作成する際の参考にしてください(「参考様式」)。

仕事と育児の両立の支障となるような個別の事情の改善に資することがあれば、
以下を記載し、このページのコピーを、 年 月 日までに、●●部□□係
へ提出してください。

【仕事と育児の両立に関する意向】

※ 以下の勤務条件や両立支援制度等について、希望の条件や利用期間があれば記載してください。

項目	希望内容
<勤務条件>	
勤務時間帯(始業及び終業の時刻)	
勤務地(就業の場所)	
<両立支援制度等の利用期間>	
所定外労働の制限	
時間外労働の制限	
深夜業の制限	
子の看護等休暇	
柔軟な働き方を実現するための措置(注1)	① 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
	② テレワーク
その他(注2)	

(注1) 事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、(1)フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、(2)テレワーク等の措置、(3)短時間勤務制度、(4)就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与、(5)保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から2つ以上の措置を選択して請うる必要があります。ここでは(1)始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ及び(2)テレワーク等の措置を請じた場合の例を記載していますが、①、②の欄には選択して請じた措置の内容について記載してください。

(注2)「その他」欄では、育児休業、短時間勤務について法を上回る範囲の労働者に適用している等の場合に、当該制度について意向の聴取を行うことが想定されます。

・改正育児・介護休業法のポイント(厚生労働省作成資料)▶▶



本号で解説した項目以外についても、改正法への対応漏れがないか、ご確認ください。

・東京労働局 HP(特設ページ)▶▶



改正法解説動画、厚生労働省作成の規定例等関係資料、法律・省令・指針・施行通達のほか、令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A等を掲載しています。

お問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部指導課(育介法担当) 電話 03-3512-1611

東京都電気機械器具製造業最低工賃が改正されました

都内の家内労働者とその委託者のみなさんへ

東京労働局 労働基準部 賃金課

令和7年8月2日から、東京都内において電気機械器具製造業務に従事する家内労働者及びその委託者に適用される最低工賃が、次ページの表のとおり、改正(発効)されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから電気部品等の物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品の製造又は加工等に従事することをいいます。

加工等を行い、委託料(工賃)を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が「家内労働法」です。

家内労働法により、委託者には、次のようなことが義務付けられています。

- 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。また、委託者は、委託時に工賃単価等を、物品受領時に受領した数量等を、工賃支払時に工賃額等を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければなりません。
- 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- 委託者は、委託状況届(毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数等を記入)を4月30日までに所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。



東京労働局ホームページ
(家内労働関係)QRコード



最低工賃改正のお知らせ

工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

品目	工程	規格	金額
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円42銭
プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円79銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円88銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円67銭
	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 1円02銭
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 91銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円46銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 3円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円19銭

効力発生の日 令和7年8月2日

令和7年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

交付申請期限は、令和7年11月28日です

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

「働き方改革推進支援助成金」は、生産性を高めながら労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

是非ご活用ください。

詳細は下欄の各コースのQRコードから、リーフレットをご参照ください。

業種別課題対応コース【建設業】

土曜閉所の現場が増えています！

週休2日制の導入など、労働時間の削減推進に。

業種別課題対応コース【運送業等】

休息時間は継続11時間以上与えるよう努めることが基本です！

10時間以上の勤務間インターバルの導入など、労働時間の削減推進に。

業種別課題対応コース【病院等】

医業に従事する医師を雇用する皆さまへ、

特定医師の働き方・休み方の改善に！

業種別課題対応コース【情報通信業、宿泊業】

不規則になりがちな勤務時間の改善に！

労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等を支援します。

労働時間短縮・年休促進支援コース

令和2年4月から時間外労働の上限規制が適用された事業場の

労働時間の削減や年次有給休暇の取得を推進に。

勤務間インターバルコース

平成31年4月から勤務間インターバルが努力義務となっています！

働く方の生活時間を確保し、健康保持や過重労働の防止対策に。

団体推進コース

時間外労働の削減や賃金引上げに向けて、団体傘下の事業主の

労働者の労働条件改善に取り組み、業界の活性化を！



ご利用の流れ

「交付申請書」を本社の所在地を
管轄する労働局雇用環境・均等部
(室)に提出
締切：令和7年11月28日



交付決定後、提出した計画に沿っ
て取組を実施
事業実施は、令和8年1月30日
(団体推進コースは、令和8年2
月13日)まで



労働局に支給申請
申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して30日後
の日、または令和8年2月6日
(団体推進コースは令和8年2月
27日)のいずれか早い日まで

※本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金担当(TEL：03-6893-1100)

民間人材ビジネスに対する指導監督状況

東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課

東京労働局では、令和7年6月20日に令和6年度の民間人材ビジネスに対する指導監督状況を取り纏め、公表しました。

令和6年度は2事業主に対し業務改善命令の行政処分を行いました。その処分理由はいずれも、法廷の除外理由なく労働者供給事業を行ったというものです。

また、行政指導の状況は以下のとおりです。

指導監督を実施した延べ事業所数

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
計	4,291 事業所	3,531 事業所	21.5%
労働者派遣事業	3,135 事業所	2,792 事業所	12.3%
請負事業	81 事業所	146 事業所	▲44.5%
職業紹介事業	1,038 事業所	543 事業所	91.2%
その他	37 事業所	50 事業所	▲26.0%

是正指導(文書指導)を行った件数

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
計	4,010 件	3,692 件	8.6%
労働者派遣事業	3,013 件	2,908 件	3.6%
請負事業	57 件	68 件	▲16.2%
職業紹介事業	920 件	683 件	34.7%
その他	20 件	33 件	▲39.4%

主な指導内容では、派遣事業に関するものでは労使協定の内容に不備があるもの、就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備があるものが多数を占めました。また、紹介事業では就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報をインターネットの利用により適正に提供していないことに関する指導が最も多かったところです。

令和7年度の指導監督のポイントは、1 同一労働同一賃金など派遣労働者の公正な待遇の確保に向けて、労働者派遣事業の運営が適正に行われるよう、法制度の周知徹底や指導監督を実施。2 いわゆる偽装請負や、多重派遣を行う事業者に対しては、行政処分を含む厳正な指導監督を実施。3 医療・介護・保育分野を取り扱う職業紹介事業者や、いわゆる「スポットワーク求人」を扱う職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行う者などの雇用仲介事業者に対する改正職業安定法施行規則及び指針の周知並びに指導監督を実施。4 いわゆる「闇バイト」求人を排除するため、関係機関と連携した取組を実施。の4点を重点項目としているところです。

基準協会会員の皆様におかれましては、民間人材ビジネスをご利用にあたりまして疑問等がございましたら、東京労働局需給調整事業部までお問い合わせください。また、セミナー等も随時行っておりますので、東京労働局 HP にてご確認いただき、是非ご参加下さい。

休憩室

BREAK  TIME

小さな生命を 育てるということ



なぜか毎年耳にする「XX年に一度の暑い夏」が今年もやってきて、子供たちの小学校も夏休みに突入しました。夏休みの定番と言えば自由研究。30数年前の私の小学生時代から、名前も形式も、そして多くの小学生がテーマに悩みながら親に相談することも変わらずに、ずっと続いていることに感銘を受けつつ(そして、定番の「大人は宿題がなくていいなー!」という言葉聞き流しながら)、子供たちといくつかのテーマアップをしました。

取り組んでいるのは「生命を育てる」ということ。ペットと住めないマンション暮らしの我が家にとっては、とても新鮮で大事なテーマです。

まずはトマトの栽培。これは夏休みの少し前から、野菜や植物を育てることは精神衛生にもとても良いということを聞き、青少年への階段を爆速で駆け上がりつつある子供たちの精神安定剤の役割も期待してチャレンジ。苗が小さいところから、ほぼ毎日ちゃんと水をあげ、「成長日記をつけるんだ」と意気込んで新しいノートに苗の高さや葉の広さを記録し始め、育てば喜び、暑さで少し萎れてしまえば心配して同じように落ち込む姿も見られ、なるほど心の育成にもダイレクトに響くものだ、と感心しました。ようやく赤い実が3つ実り、これを家族4人

で分けて試食。愛情を込めた分、市販のトマトよりも甘酸っぱさを鮮烈に感じる美味しいトマトになっていました。肝心の成長日記は最初の数行だけで、残りのページは真っ赤に育ったトマトとは対照的に真っ白な空間が……。

そしてカブトムシの飼育。実はこの夏に成虫を育てることを目標に、昨年の秋口あたりから幼虫を育てていたのです。幼虫の頃は地中で動きもなく、子供たちにとっては面白みのあるものではないでしょうが、それでも栄養のある土に入れ替えたりスプレーで土を湿った状態に保ったりと、お世話を続けてきました。年を越して、ようやく5月頃にさなぎになるまで地道な飼育を根気強く続け、それから1カ月ほどで成虫になりました。4匹育てて、4匹ともにメスが生まれるという、男の子2人にとっては少し物足りない状況だったかもしれません。そこからは暇があると飼育ケースをじっと睨み、日中にはなかなか姿を現さないことや、夜寝る前に入れ替えた昆虫ゼリーが朝にはなくなっていることから「カブトムシは夜に元気に動き回っている」ことに実体験として気付きます。また、「あまり視力が良くない?」「土の中では逆さまで寝ることもある?」といったことも疑問に思い、昆虫図鑑で調べてみるようにもなりました。

自分たちよりも小さな存在を育てることで、彼らなりに思うところや気付きがあり、成長に繋がっていることがとても嬉しく、そのこと自体が親である私たちの新たな気付きになりました。

ところで、昨年の夏もカブトムシを1匹育て、夏の終わりに公園の木の下に埋めました。今年の夏、子供が「去年のカブトムシの墓参りに行かないとね」と。なるほど、心の成長はずっと続いていたようです。

ブックベアー

焼却炉内の点検作業中に挟まれ死亡

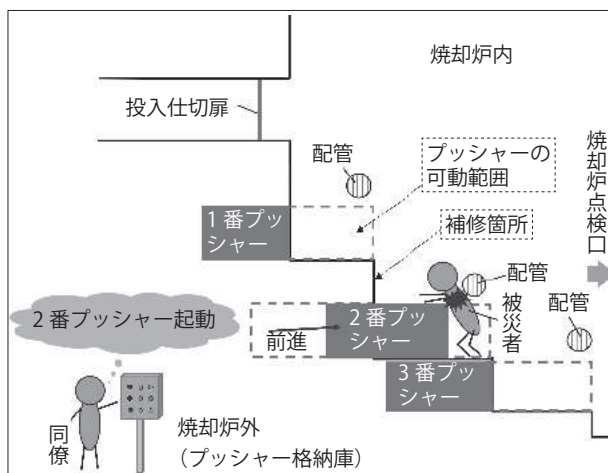
業 種 産業廃棄物処理業

職 種 焼却作業員

災害発生状況

被災者は、産業廃棄物処理場において焼却部門を担当する労働者であった。焼却部門では毎月、焼却炉を停止させた状態で3日間の点検、清掃、補修作業(以下「点検作業等」という。)をする。被災者は焼却炉内で補修作業をしていたところ、突然起動したプッシャー(廃棄物を焼却炉の奥へ押し込む油圧式装置)と配管との間に上半身を挟まれた。焼却炉内から被災者の声を聞いた同僚が、直ちにプッシャーを停止し、焼却炉内を確認したところ、挟まれている被災者を発見し、直ちに救出したが、出血性ショックで死亡した。

プッシャーは焼却炉外にある操作盤で、同僚がグリスアップ作業をするために起動させたものである。同僚は、被災者が焼却炉内の補修作業を担当していることを認識していたが、別の作業からグリスアップ作業に移る少し前に焼却炉外で他の作業を手伝う被災者の姿を目撃していたため、焼却炉内を確認せず、周囲に合図することなくプッシャーを起動した。点検作業等には作業手順書がなく、作業者ごとにほぼ固定された作業が割り当てられていた。同時にできない作業については、作業者同士で調整していたが、明確なルールはなかった。点検作業等におけるリスクアセスメントは実施していなかった。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

災害発生原因

- 1 被災者がプッシャーの可動範囲内で作業していたにもかかわらず、同僚がプッシャーを起動させたこと。
- 2 被災者が焼却炉内で作業していたにもかかわらず、同僚が焼却炉内を確認せず、焼却炉外の操作盤で操作したこと。
- 3 同僚が機械の起動時に合図をしなかったため被災者がその可動範囲から退避できなかったこと。
- 4 作業手順書が作成されておらず、管理者が各作業者の作業内容を把握していなかったため、作業者間の口頭連絡に依存し、作業の重複や危険

の回避が十分に管理されていなかったこと。

- 5 点検作業等に対するリスクアセスメントが実施されていなかったこと。

災害防止対策

- 1 点検作業等のため停止したプッシャー等の機械については、可動範囲内で作業する者がロックアウト器具(錠、キー等)で機械を施錠し、他人による誤操作を防止する措置を講じること。
- 2 焼却炉点検口が開いている時は機械が運転しない構造とするとともに、焼却炉内で作業中である旨を表示すること。

3 機械の運転を開始する場合には、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、周囲の作業員への合図を徹底すること。

4 作業手順書を作成した上で確実に作業員らに周知し、管理者が各作業員の作業内容及び進捗状況を把握しつつ、作業の重複による危険が生じ

ないように調整、管理すること。

5 点検作業等の非定常作業に対するリスクアセスメントを実施し、その結果に基づくリスク低減措置を講じた上で、作業手順書へ盛り込み安全教育を実施すること。

東基連衛生管理者協議会 第1回研修会

衛生管理者が取り組む化学物質管理について

～最近の「行政動向」、「化学物質管理」、「メンタルヘルス」などの情報共有・交換～

日 時 令和7年9月26日(金) 13時30分～17時00分(予定)

会 場 中労基協ビル4階ホール(千代田区二番町9-8)

定 員 会場でのリアル参加：50名(申込先着順)。Zoomによるオンライン参加：300名

参加費 無料

内 容

- ・最近の労働衛生行政の動向 東京労働局 労働基準部 健康課長 木村 恭巳 氏
- ・衛生管理者が取り組む化学物質管理について 産業医科大学 教授 東久保一朗 氏
- ・グループワーク 今回は、参加者同士の情報交換ができるグループワークを行います。
第1グループ「化学物質管理」。第2グループ「メンタルヘルス」。第3グループ「その他」。
日頃の工夫や疑問などを共有し、課題解決の糸口を一緒に見つけませんか。
(グループワークは、出席申込時に希望されたグループ別に会場参加者のみで実施します)

申込方法

本研修会は、東基連衛生管理者協議会の会員を対象としています。現会員の方へは、郵送にて研修会web申し込みのご案内を送付しますので、webでの研修会参加の手続きをお願いします。

東基連衛生管理者協議会に未加入の方は、先ず会員登録をお願いします(下記※参照)。

会員登録後、折り返し、研修会参加のWeb申込のご案内をメール送信致します。

※(公社)東京労働基準協会連合会(略称：東基連)のホームページ内「東基連衛生管理者協議会」<https://www.toukiren.or.jp/join02.html> から、入会申込書をダウンロードし、東基連衛生管理者協議会までお申込みください。



備 考 東基連衛生管理者協議会は、東基連の内部組織であり、東京都に所在する企業・団体等に勤務する衛生管理者であれば、どなたでも会員になれます。なお、当協議会は東基連の公益事業として活動を行っており、設立以来、入会費・年会費・研修会参加費等は、一切頂いておりません。



「建設アスベスト給付金制度」について

東京労働局 労働基準部 労災補償課

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（令和4年1月19日施行）に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図る制度です。

1 給付金の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主(家族従事者等を含む)であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※石綿関連疾病：(1)中皮腫 (2)肺がん (3)著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 (4)石綿肺(じん肺管理区分が管理2～4) (5)良性石綿胸水

※ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族からの請求が可能です。

2 給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。

厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じて550万円から1,150万円の範囲の定額の給付金を支給します。石綿関連疾病により死亡した者の遺族には死亡原因の疾病に応じて1,200万円または1,300万円の給付金を支給します。

3 給付金等の請求期限

給付金等については、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日(石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日)から20年以内に請求していただく必要があります。

4 お問い合わせ先

詳しい制度内容等は、**厚生労働省のホームページ**をご参照ください。相談窓口も設置しております。

労働保険相談ダイヤル 0570-006031

(月曜日～金曜日 8:30～17:15)

必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 HP

令和 7 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

22 人

前年同期

13 人

●令和 7 年 死亡災害発生状況(7 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	3	0	3
建設業	10	6	4
土木工事業	4	0	4
建築工事業	4	3	1
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	2	3	-1
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	1	2	-1
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	1	0	1
商業	1	0	1
小売業	0	0	0
保健衛生業	1	1	0
社会福祉施設	1	1	0
接客娯楽業	1	1	0
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	1	-1
その他の三次産業	3	1	2
金融業	0	0	0
警備業	1	1	0
その他(一次産業) ^(注 4)	0	1	-1
全産業合計	22	13	9

(注 1) 左段は本年 7 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 7 年 死傷災害発生状況(7 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	305	302	1.0
建設業	451	485	-7.0
土木工事業	68	71	-4.2
建築工事業	278	332	-16.3
木造家屋建築工事業	23	21	9.5
その他の建設業	105	82	28.0
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	525	556	-5.6
ハイヤー・タクシー業	190	189	0.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	227	232	-2.2
商業	944	986	-4.3
小売業	680	736	-7.6
保健衛生業	689	712	-3.2
社会福祉施設	501	555	-9.7
接客娯楽業	482	530	-9.1
飲食店	368	421	-12.6
清掃と畜業	439	482	-8.9
ビルメン業	302	331	-8.8
その他の三次産業	810	924	-12.3
金融業	48	52	-7.7
警備業	183	173	5.8
その他(一次産業) ^(注 4)	25	48	-47.9
全産業合計	5,087	5,446	-6.6

(注 1) 左段は本年 7 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	9月	10月	11月	12月
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日	1(月)～4(木)		4(火)～7(金)
		中央支部	学科 3日	10(水)～12(金)		
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日	1(月)～3(水)		4(火)～6(木)
		中央支部	学科 2日	10(水)～11(木)		
	衛生(特例)	センター	学科 2日	3(水)～4(木)		6(木)～7(金)
		中央支部	学科 1日	12(金)		
	衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日			
	X線	センター	学科 2日	27(月)～28(火)		

- ・申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- ・申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- ・「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- ・「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- ・上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信。
 - ②その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- ・亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。

- ・たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- ・たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- ・安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- ・高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただきます。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

490年続く農家が営む和食店。ここで供される夏のうどん「すったて」が絶品と評判に(要予約)。埼玉県^{かわじま}のほぼ中央に位置する川島町。周囲には荒川、^{おっ}越辺川など5本の河川が。まさに「川に囲まれた島」のような地形。この町で昔から食されてきたのが「すったて」。農林水産省が決定した日本の「郷土料理百選」にも選ばれ、町内の幾つもの飲食店のみならず、各家庭でも振舞われる夏の風物詩。

すり鉢で沢山の胡麻に味噌を加え摺りつぶし、そこに新鮮な茗荷、大葉、胡瓜などの夏の香味野菜を贅沢に擦り合わせ、冷たい出汁を加える。このつけ汁に冷水で締めた手打ちうどんを浸せば、爽快感が立ち上る逸品に。薫りの主役は茗荷。英名に Japanese Ginger(ジャパニーズ・ジンジャー)との異名を持ち、香り成分「 α -ピネン」には頭をスッキリさせ、血液の循環を良くし、集中力を増す効果があることも明らかに。

7月に行われた「東基連 労務・安全衛生管理連続セミナー」。講師が言及した「安全管理者、衛生管理者が共同で取り組む課題」に新たな気付きを得た。講師は、「健康経営優良法人認定制度」(経済産業省)、「安全衛生優良企業認定制度」(厚生労働省)などを解説。その上で「安全衛生優良企業マーク推進機構」が発表する「ホワイト企業ランキング」で、全国1位に選ばれた山形県の社員20人の企業を紹介。同社は、これらの認定制度に挑戦する中で社内改革を実現し全国1位に。

講師はこの事例を踏まえ、安全衛生スタッフを中心に認定制度へ取り組み、自社の問題点を克服、その結果を「有価証券報告書」、「ホームページ」等で社会に開示、これにより外部からの評価向上に留まらず、社員の更なるやる気を引き出すのではないかと。

茗荷の香り成分「 α -ピネン」の効果は前述の通りだが、認定を目指し社内改革に取り組む安全衛生スタッフの動きも、新たな活力を組織に生み出すのでは。さて、続く猛暑。茗荷のパワーを求め、爽やかな「すったて」を頂きに川島町に向かいます。

(小太郎)

講習会名		申込受付	科目	9月	10月	11月	12月
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	18(木)～19(金)	20(月)～21(火)	17(月)～18(火)
		中央・足立荒川	学科	2日	8(月)～9(火)		17(水)～18(木)
		たま研修センタ	学科	2日			11(木)～12(金)
	衛生推進者	センター	学科	1日	4(木)	1(水)	10(月)～11(火)
		中央・足立荒川	学科	1日		7(金)	8(月)
		たま研修センタ	学科	1日		18(火)	
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	24(水)～25(木)	27(月)～28(火)	19(水)～20(木)
		中央・足立荒川	学科	2日		6(月)～7(火)	1(月)～2(火)
		たま研修センタ	学科	1,2日		6(月)～7(火)	
特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技	1日	30(火)	21(火)	6(木)
		たま研修センタ	学科	1日			4(木)
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科	1日			
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科	1日	26(日)		
	アーク溶接	センター	学科	2日	24(水)～25(木)	28(火)～29(水)	25(火)～26(水)
			実技	1日	26(金)	30(木)	17(水)～18(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	24(水)～25(木)	20(月)～21(火)	27(木)
		たま研修センタ	学科	2日			25(火)～26(水)
	低圧電気	センター	学科	1日	8(月)	6(月)	15(月)～16(火)
			実技	1日	9(火)／10(水)／11(木)	7(火)／8(水)／9(木)	22(月)～23(火)
		たま研修センタ	学科・実技	1日			9(火)／10(水)／11(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日	27(月)		1(月)
	粉じん	センター	学科	1日		27(木)	22(月)
		たま研修センタ	学科	1日		27(木)サテライト開催	
	テールゲートリフター	センター	学科	1日		21(金)	
	ダイオキシシン	センター	学科	1日	30(火)		3(水)
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技	1日	25(木)		
その他	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科	1日	1(水)	21(金)	
		中央支部	学科	1日	28(火)		
		たま研修センタ	学科	1日	29(月)		15(月)
	化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科	2日	29(月)～30(火)		
	保護具着用管理責任者	センター	学科・実技	1日	29(月)	22(水)	28(金)
		中央支部	学科・実技	1日		29(水)	16(火)
		たま研修センタ	学科・実技	1日	30(火)		12(金)
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科	1日	17(金)		
	衛生管理者能力向上	センター	学科	2日	29(水)～30(木)		
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日			
		たま研修センタ	学科	半日			
		上野・王子・足立荒川	学科	半日			
		亀戸・江戸川	学科	1日			
	職長教育	センター	学科	2日	8(月)～9(火)	16(木)～17(金)	17(月)～18(火)
	職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科	2日	20(月)～21(火)		15(月)～16(火)
	振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科	4H			
	KYT	センター	学科	1日	6(月)		9(火)
		たま研修センタ	学科・実技	1日		18(火)	
		上野・王子・足立荒川	学科	1日			
		亀戸・江戸川	学科	半日			
	熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日			
		たま研修センタ	学科	半日			
	熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日			

法定講習会等開催予定(2025年9月～12月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(26ページ)をご覧ください。(2025年8月19日現在)

講習会名	申込受付	科目	9月	10月	11月	12月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科 2日	16(火)～17(水)			
		試験 1日	26(金)			
床上操作式クレーン	センター	学科 2日		1(水)～2(木)		15(月)～16(火)
		実技 1日		3(金)／6(月)／7(火)		17(水)／18(木)／19(金)
小型移動式クレーン	センター	学科 2日	1(月)～2(火)		4(火)～5(水)	
		実技 1日	3(水)／4(木)／5(金)		6(木)／7(金)／10(月)	
ガス溶接	センター	学科 1日	18(木)	22(水)	18(火)	15(月)
		実技 1日	19(金)	23(木)	19(水)	16(火)
フォークリフト(31時間)	センター	学科 1日	25(木)	27(月)		1(月)
		実技 平日 3日	26(金)29(月)30(火)	28(火)～30(木)		2(火)～4(木)
		実技 土日 3日		11/1(土)2(日)8(土)		
	たま研修センタ	学科 1日	4(木)		6(木)	
		実技(日野羽村) 3日	7(日)14(日)21(日)		9(日)16(日)23(日)	
フォークリフト(35時間)	たま研修センタ	学科 1.5日	3(水)～4(木)			
		実技(日野羽村) 3日	7(日)14(日)21(日)			
高所作業車(10m以上)	センター	学科 1日	8(月)		17(月)	
		実技 1日	9(火)／10(水)／11(木)		18(火)／19(水)／20(木)	
玉掛け	センター	学科 2日	16(火)～17(水)	14(火)～15(水)	10(月)～11(火)	3(水)～4(木)
		実技 1日	18(木)／19(金)／22(月)	16(木)／17(金)／20(月)	12(水)／13(木)／14(金)	5(金)／8(月)／9(火)
玉掛け技能＋クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科 2日		14(火)～15(水)		
		実技(日野羽村) 1日		19(日)／26(日)		
	たま研修センタ	学科 2日		16(木)～17(金)		
		実技(日野日野) 1日		19(日)／26(日)		
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技 1日			2(日)又は9(日)	
		(日野日野)				
木工機械	センター	学科 2日		27(月)～28(火)		
プレス機械	センター	学科 2日	16(火)～17(水)			
	たま研修センタ	学科 2日				
乾燥設備	センター	学科 2日		20(月)～21(火)		
	たま研修センタ	学科 2日				
はい作業	センター	学科 2日		22(水)～23(木)		24(水)～25(木)
	たま研修センタ	学科 2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科 2日	1(月)～2(火) 18(木)～19(金)	16(木)～17(金) 29(水)～30(木)	6(木)～7(金) 25(火)～26(水)	1(月)～2(火) 22(月)～23(火)
	中央支部	学科 2日			11(火)～12(水)	
	たま研修センタ	学科 2日	10(水)～11(木)			8(月)～9(火)
鉛	センター	学科 2日			17(月)～18(火)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科 2日	9(火)～10(水)	7(火)～8(水)	11(火)～12(水)	9(火)～10(水)
		実技 1日	11(木)／12(金)	9(木)／10(金)	13(木)／14(金)	11(木)／12(金)
	中央支部	学科 2日	2(火)～3(水)		5(水)～6(木)	
		実技 1日	4(木)		7(金)	
	たま研修センタ	学科 2日	16(火)～17(水)			
		実技 1日	18(木)／19(金)			
有機溶剤	センター	学科 2日	3(水)～4(木) 24(水)～25(木)	1(水)～2(木) 14(火)～15(水)	4(火)～5(水) 19(水)～20(木)	3(水)～4(木) 17(水)～18(木)
	たま研修センタ	学科 2日		1(水)～2(木)	13(木)～14(金)	
石綿	センター	学科 2日	1(月)～2(火) 18(木)～19(金)	16(木)～17(金)	4(火)～5(水) 27(木)～28(金)	22(月)～23(火)
	中央支部	学科 2日		22(水)～23(木)		9(火)～10(水)
	たま研修センタ	学科 2日		9(木)～10(金)		
金属アーク(限定)	センター	学科 1日				

技能講習